



確定申告・住民税申告は お早めに！

2月から3月までは確定申告および住民税申告の期間です。
申告が必要な方は、手続きをよろしくお願いします。

問 市・税務課 TEL 56-5004

確定申告とは

▼所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などの過不足を清算する手続きです。

年末調整できない医療費控除などで、払いすぎた税金が還付される場合もあります。

確定申告の手続きについて

▼必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

◎市・税務課 2月16日(木)～3月14日(火) 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◎留萌税務署 2月16日(木)～3月15日(水) 9:00～16:00

(※いずれも土・日曜日、祝日を除く)

※感染症対策のため、必ずマスク着用の上お越しください。また、体調の優れない方の来庁はご遠慮ください。

※留萌税務署では混雑を回避するため、整理券を配布してご案内しています。

整理券は当日会場で配布するほか、国税庁LINE公式アカウントで事前配布しています。

【必要書類】

- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）、または個人番号通知カード
- ◎顔写真付き本人確認書類
※マイナンバーカード提示の場合は不要です。
- ◎収入金額が分かる書類（源泉徴収票など）
- ◎申告する本人名義の口座が分かるもの
- ◎その他（申告に応じた必要な確認書類）

医療費控除を受ける方へ

▼必ず「医療費控除の明細書」を作成の上、お越しください。領収書だけでは医療費控除の申告に対応できません。用紙は、市・税務課または留萌税務署でお渡ししているほか、国税庁ホームページから作成することもできます。なお、医療費のお知らせをお持ちいただくことで、明細書の記入を簡略化することが可能です。

